

横浜市マンション再生支援事業制度要綱

制 定 建 民 第 242号 平成16年3月31日
最近改正 建 住 再 第 240号 令和5年1月11日

(目的)

- 第1条 この要綱は、マンション再生活動を行おうとする横浜市内に存するマンション管理組合等に対して、その業務に要する費用の一部を補助することにより、マンションの良好な居住環境を確保するとともに、市街地環境を向上させることを目的とする。
- 2 マンション再生活動にかかる補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) マンション
二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号。以下「区分所有法」という。）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものをいう。
- (2) マンションの大規模改修
長寿命化に資する、将来を見込んだ居住水準や設備性能の向上を目的として行われるマンションの改修工事をいう。
- (3) マンションの建替等
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づくマンションの建替え、マンション敷地売却若しくはマンション敷地分割又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に基づく区分所有者全員の合意により行うマンションの建替えをいう。
- (4) マンション再生活動
次に掲げるマンション管理組合等が行う自主的な活動をいう。
 - ア マンションの大規模改修に関する検討
 - (イ) 大規模改修の費用対効果に関する検討
 - (ロ) 大規模改修の基本構想・事業計画の作成に関する検討
 - イ マンションの耐震改修に関する検討
 - (イ) 耐震改修の費用対効果に関する検討
 - (ロ) 耐震改修の基本構想・事業計画の作成に関する検討
 - ウ マンションの建替等に関する検討
 - (イ) 老朽度の判定に関する検討
 - (ロ) 建替等の費用対効果に関する検討
 - (ハ) 建替等構想・事業計画の作成に関する検討
 - エ 住環境整備に関する検討及び取組
外構や拠点整備等、マンションの再生に寄与する住環境整備に関する検討及び取組
 - オ 省エネルギー化に関する検討
ア、イ又はウに関する検討における、断熱又は設備等による省エネルギー化の検討
 - カ その他マンションの再生に寄与する活動で、市長の認めるもの
- (5) マンション管理組合等
マンションの管理を行う区分所有法第三条若しくは第六十五条に規定する団体又は区分所有法第四十七条第一項（区分所有法第六十六条において準用する場合を含む。）に規定する

法人（以下「マンション管理組合」という。）又はマンション管理組合の承認を得た区分所有者からなる検討組織で、マンション再生活動を自主的に行おうとするものをいう。

(6) 年度

各年の4月1日から翌年の3月31日までとする。

（補助の内容）

第3条 市長は、前条第4号アからエまで及びカのマンション再生活動を行うこと及びその経費について、当該マンション管理組合の規約に基づき適切に意思決定がされた横浜市内に存するマンション管理組合等が行う前条第4号アからエまで及びカのマンション再生活動に対し、予算の範囲内で、当該年度におけるマンション管理組合等が行う検討活動及び取組に係る費用（国内消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1以内かつ30万円（複数のマンション管理組合等が行う場合は60万円）を限度として補助を行うことができる。

2 市長は、前条第4号ア、イ又はウに加えてオのマンション再生活動を行うこと及びその経費について当該マンション管理組合の規約に基づき適切に意思決定がされた横浜市内に存するマンション管理組合等が行う前条第4号オのマンション再生活動に対し、予算の範囲内で、当該年度におけるマンション管理組合等が行う検討活動費用（国内消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1以内かつ15万円（複数のマンション管理組合等が行う場合は30万円）を限度として補助を行うことができる。

3 第一項及び二項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとは言えない経費については補助対象外とする。

4 同一のマンション管理組合等に補助を行う期間は、通算で最大5年度分を限度とする。

5 前項の規定に関わらず、最後に補助を行った年度から5年度が経過している場合は、補助を行った通算の年度は0年度とする。

（市長の責務）

第4条 市長は、本制度の適正な運営を期するため、必要に応じてマンション管理組合等に対し、情報提供、助言、指導及び監督を行う。

（マンション管理組合等の責務）

第5条 マンション管理組合等は、本制度の趣旨を十分に理解し、不正に補助を受けてはならない。

（申請手続）

第6条 マンション管理組合等は、あらかじめ補助を希望する活動内容等について市長と協議するものとする。

2 前項の協議を終えたマンション管理組合等は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類（検討活動を外部委託し、委託金額が100万円以上の場合は、市内事業者（横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第7条に規定する一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者、登記簿における本店又は主たる事務所の所在地が市内である者並びに主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登録されていない団体をいう。）により入札を行い、又は2人以上の市内事業者から見積りを徴収するものとし、入札の結果がわかる書類又は見積書の写しを含む。）を添えて市長に提出しなければならない。

（申請の審査及び決定）

第7条 前条第2項の申請があった場合は、市長は、速やかに内容を審査の上、補助の可否の決定を行う。

2 市長は、前項の補助を決定するに当たり、必要と認められる場合は申請者と協議の上内容の

修正を求めることができる。

- 3 市長は、第1項の補助を決定するに当たっては、予算の範囲内で内容や目的等を決定できるものとする。
- 4 市長は、マンション再生支援事業の補助を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書等）

- 第8条 補助金の交付決定を受けたマンション管理組合等は、その活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管するとともに、当該年度のマンション再生活動終了後速やかに、事業実績報告書（第3号様式）に活動証拠書類及び事業経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し（1件の金額が100,000円未満のものを除く。）及び、当該事業者が市内事業者であることを証する書類又はその写しを添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、マンション管理組合等の活動が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（第4号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

（補助金の交付請求）

- 第9条 前条に掲げる通知を受理したマンション管理組合等は、速やかに補助金交付請求書（第5号様式）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（補助金交付決定の取消し）

- 第10条 市長は、本制度による補助を受けたものが本要綱の趣旨に反し、若しくは補助の目的を達成することができないと認めた場合又は次の各号に該当するときは、補助金交付決定を取消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助を受けたとき
 - (2) 本事業により受けた補助を当該事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 補助の内容及びこれにつけた条件又は法令に違反したとき
- 2 市長は、前項により補助金交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその内容をマンション管理組合等に通知するものとする。

（担当窓口）

- 第11条 マンション再生支援事業制度についての事務は、建築局住宅部住宅再生課が行う。

（マンション登録）

- 第12条 申請者は、自らが管理しているマンションの基礎データ等を横浜市マンション登録制度要綱（平成16年3月31日制定）に基づき登録をするものとする。

（委任業務）

- 第13条 市長は、本業務の一部を委託することができる。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

横浜市長

申請者 〒
住 所
管理組合名
代表者氏名
電 話 ()

年度横浜市マンション再生支援事業
補助金交付申請書 (マンション名)

年度横浜市マンション再生支援事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市マンション再生支援事業制度要綱第6条第2項の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

1 マンションの名称

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の完了予定期日

年 月 日

4 交付申請額

円

5 補助事業への同意 (下記□にチェック)

事業の実施にあたっては、横浜市マンション再生支援事業制度要綱及び横浜市補助金等の交付に関する規則 (平成17年11月30日横浜市規則第139号) を遵守します。

様

横浜市長

印

年度横浜市マンション再生支援事業
補助金交付決定通知書（ マンション名 ）

年 月 日付けで申請のあった 年度の標記事業補助金は、横浜市マンション再生支援事業制度要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容およびこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の交付条件
 - (1) 次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。
 - イ この事業の内容の変更をする場合
 - ロ この事業を中止し、又は廃止する場合
 - (2) この事業が 年 月 日までに完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告してその指示を受けてください。
 - (3) 補助の対象となった部分については、事業完了後も補助金交付申請のとおり維持管理してください。
 - (4) この補助金は、横浜市マンション再生支援事業実施のために使用し、他の事業には流用しないでください。
 - (5) 事業が終わり次第、事業実績報告書（第3号様式）を提出してください。
 - (6) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
 - (7) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
 - (8) 当補助金は、補助金交付請求書（第5号様式）を受けた日から30日以内に交付するものとします。

年 月 日

横浜市長

申請者 氏

住 所

管理組合名

代表者氏名

電 話 ()

年度横浜市マンション再生支援事業
事業実績報告書 (マンション名)

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業
が完了したので、横浜市マンション再生支援事業制度要綱第8条第1項の規定により関係
書類を添え、下記のとおり報告します。

1 マンションの名称

2 補助金の交付決定額及び精算額

補助金の交付決定額 円

補助金の精算額 円

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 補助事業の成果

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

年度 横浜市マンション再生支援事業
補助金額の確定通知書 (マンション名)

年 月 日 第 号で交付の決定をした横浜市マンション再生支援事業費補助金については、先に提出された事業実績報告書を審査の結果、下記のとおり確定したので、横浜市マンション再生支援事業制度要綱第8条第2項の規定により通知します。

補助金交付確定額 円

年 月 日

(請求先)
横浜市長

請求者 〒
住 所
管理組合名
代表者氏名
電 話 ()

年度横浜市マンション再生支援事業
補助金交付請求書 (マンション名)

年 月 日付 第 号で補助金額の確定通知を受けた横浜市マンション
再生支援事業補助金を、横浜市マンション再生支援事業制度要綱第9条の規定により次のとお
り請求します。

| | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------|-------|---------|-----|---|--|---|--|--|
| 建 物 | 名 称 (マンション名) | | | | | | | | |
| | 所 在 地 | 横浜市 区 | | | | | | | |
| 補助金額の確定通知番号 | | 年 月 日 | | 第 号 | | | | | |
| マンション再生支援事業 補助金請求額 | | | 百 万 | | 千 | | 円 | | |
| 振 込 先 金 融 機 関 | | 金融機関名 | 銀行 支店 | | | | | | |
| | | 口座番号 | 普通 ・ 当座 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 口座名義人 | フリガナ | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

(留意事項) 請求委任や受領委任を行う場合は請求書の押印は省略できません。